



平成24年1月31日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役 梅 木 篤 郎
社 長
(JASDAQ コード 8927)
取締役
問合わせ先 執行役員 安 田 俊 治
管 理 部 長
(電話番号 03-5768-6573)

「株式会社明豊エンタープライズ 事業再生計画」の株式会社大阪証券取引所への提出について

当社は、平成23年9月26日付「事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)による事業再生を目指し、事業再生ADR手続の対象債権者たるお取引先金融機関並びに当社グループのスポンサーである株式会社ハウスセゾン(以下、「ハウスセゾン」といいます。)及びフィンテックグローバル証券株式会社(以下、「フィンテックグローバル証券」といいます、ハウスセゾンと併せて「スポンサー」といいます。)と協議を進めながら、公正中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指してきました。

当社は、事業再生ADR手続において、スポンサーによる信用補完及び財務基盤の強化による事業基盤の強化を図るべく、スポンサーの意向を反映した当社の事業再生計画案(以下、「本事業再生計画」といいます。)を策定した上で、平成23年1月10日開催の第2回債権者会議の続行期日において、対象債権者たるお取引先金融機関に対して本事業再生計画の内容をご説明するとともに、金融支援の要請をしておりましたが、平成24年1月31日(本日)開催の第3回債権者会議において、対象債権者たるお取引先金融機関の皆様から同意が得られており、及びそれを証する内容として同意書の提出をいただき、本日をもって事業再生ADR手続が成立いたしました。なお、事業再生ADR手続外においても大口の商取引債権者2社から債務免除の合意をいただいております。さらに、事業再生ADR手続における当社の事業再生計画に同意が得られており、及びそれを証する内容として合意書の提出をいただいております。当社は、本事業再生計画における債務免除額が最近事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、平成24年1月31日(本日)付で、株式会社大阪証券取引所の定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第50条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行い、本事業再生計画を株式会社大阪証券取引所に提出いたしましたのでお知らせいたします。

本事業再生計画を株式会社大阪証券取引所が「本所が適当と認める再建計画」であると認定し、その旨の開示を行った場合には、当社株式は、同規程に基づき、上場時価総額に関して1ヶ月間(平成24年2月1日～平成24年2月29日)の平均上場時価総額及び当該1ヶ月間の最終日(平成24年2月29日)の上場時価総額のいずれもが5億円以上となったときに上場維持されることになります。

また、本事業再生計画を株式会社大阪証券取引所が「本所が適当と認める再建計画」でないと判断した場合及び上場時価総額に関して1ヶ月間(平成24年2月1日～平成24年2月29日)の平均上場時価総額又は当該1ヶ月間の最終日(平成24年2月29日)の上場時価総額が5億円以上とならない場合は、当社株式は上場廃止となりますのでお知らせいたします。

本事業再生計画の内容は下記のとおりであります。

記

1. 事業再構築の要旨

(1) 事業の選択と集中

当社グループは、企業活動を継続していくために、当社グループが最も得意とする不動産(住宅)分譲

市場において短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を主力事業として経営資源を集中してまいります。また、当社の経営が困難な状況に陥った大きな原因の一つである長期停滞中の物件につきましては、売却を優先事項として経営資源を投入し、外部売却による資産のスリム化と資金回収を図ってまいります。

なお、今後の主力事業の事業推進における具体的な方針は、以下のとおりであります。

①既存プロジェクト

現在既に保有しているプロジェクト及び仕掛プロジェクト計 11 プロジェクトについては各々、現状の事業計画に基づき引き続き、継続し完遂する。

②新規プロジェクト

本事業再生計画初期においては、短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を中心に事業展開し、基盤を固め本事業再生計画 2 年目より収益性の高いと考えられる分譲マンション事業について、他社と共同にて事業着手する。

(2) コスト削減

当社はこれまでも人員のスリム化、役員報酬及び給与手当の削減、並びに本社移転による賃料の削減等を実施してまいりましたが、なお一層の固定費削減のため、事業規模に合わせた適切な人員規模、最適な人員配置による効率的運営を目指してスポンサーとの相乗効果によるさらなるコスト削減を徹底いたします。

(3) スポンサーとのシナジー効果

スポンサーによる信用力の補完による資金調達環境の改善及び新規物件の取得を再開し、スポンサーの企業ネットワークを利用した販売網の拡大を図ります。

2. 財務状況及び資本増強策

(1) 財務状況

事業再生ADR手続において、財務デュー・ディリジェンスを行い、保有不動産の評価価額の洗い直し等を図った結果、当社は、前会計年度末現在約 19 億 88 百万円の実質債務超過に陥っております。なお、上記資産評価は、事業再生ADR手続に定める資産評価に関する基準に基づくものであり、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意下さい。

(2) 金融支援の要請

当社は、対象債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対しては、非保全債権部分(総額 22 億 66 百万円)について、55 百万円につき債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。)の実行、18 億 68 百万円につき債務免除を求める総額 19 億 23 百万円(一律 84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である非保全債権 3 億 43 百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、非保全債権残高シェアに基づき 5 年の分割弁済とすること等を要請し、ご了解をいただきました。なお、平成 23 年 12 月 7 日付「「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」では、67 百万円につきDESの実行、18 億 55 百万円につき債務免除を求める旨公表しておりましたが、対象債権者のうち 1 社がDESを選択せず、DES相当額について債務免除を選択したことから、DES及び債務免除額の内訳が変更になっておりますが、金融支援総額に変更はございません。

他方、当社に対して保全債権を保有する対象債権者に対しては、担保不動産等を売却することにより得られる売却代金を原資として、元本の支払いを行う予定であり、そのため、担保不動産等の売却時までの期間、対象債権の残高を維持していただくこと等を要請し、ご了解をいただきました。

なお、事業再生ADR手続外においても大口商取引債権者にお取引先金融機関同様の支援要請を行い、非保全債権部分(総額 10 億 91 百万円)について、32 百万円につきDESの実行、8 億 94 百万円につき債務免除を求める総額 10 億 91 百万円(一律 84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である

非保全債権1億65百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、非保全債権残高シェアに基づき3年の分割弁済とすること等を要請し、ご了解をいただきました。

(3) 債務超過の解消

当社は、上記(2)の金融支援等のうち債権放棄(27億62百万円)及びDE S(87百万円)により、事業再生ADR手続に定める資産評価に関する基準上の実態的債務超過を解消いたします。

(4) 資本増強策

当社は、平成23年12月28日付で公表いたしました「第三者割当による新株式の発行並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、財務基盤の健全化を図るとともに、今後の当社の不動産(住宅)分譲事業における物件取得資金等を確保し、事業利益を積み上げながら財務基盤の強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業価値の再生と向上を図るため、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日に開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により承認されることを条件として、第三者割当の方法によってハウスセゾンに対して当社普通株式を発行し、合計6億円の資金調達を行います。

また、フィンテックグローバル証券からは、本事業再生計画の実行、当事業資金のファイナンス、経営・財務戦略の立案等に関する支援及び助言を賜る予定です。当社といたしましては、不動産開発業務における実績及び信用力を有するハウスセゾンと、不動産のファイナンスアレンジメントに強みを持つフィンテックグローバル証券より支援を受けることにより、当社の再建を果たし、更にシナジー効果としての業績拡大を企図してまいり所存であります。なお、現在の資本においては、一切減資を行う予定はなく、株式の消却の予定もございません。

3. 経営者責任及び株主責任について

(1) 経営者責任

当社の現取締役は、平成24年1月30日付にて公表しております「臨時株主総会における付議事項決定に関するお知らせ」に記載のとおり、3名の取締役については、第三者割当による募集株式(普通株式)の発行について払込完了をもって辞任となる予定であります。また、定時株主総会までには全員退任する予定であります。但し、代表取締役以外の取締役については、スポンサーの意向・当社の事業継続上の必要性に鑑みて、新たに取締役に選任される可能性がある点にご留意ください。また、これまですでに役員報酬を削減する等の自助努力を行ってまいりましたが、平成23年12月から当社取締役の報酬をさらに10%削減いたしております。

(2) 株主責任

当社のスポンサーであるハウスセゾンは、当社の発行済株式総数の60.82%に相当する普通株式の取得を企図して総額6億円の第三者割当を引き受ける予定であり、当該第三者割当増資における発行価額は、募集株式の有利発行に該当する価額である40円の予定です。かかる増資が実行された場合、当社の普通株式の総議決権数は96,602個(平成23年7月31日現在)から150,000個増加するため、既存株主様の持株割合は155.3%の割合にて大幅に希釈化されることになります。

また、当社の既存株主のうち当社の現代表取締役である梅木篤郎(保有株式数128,200株)及び元代表取締役高島勝宏(保有株式数892,300株。以下、梅木篤郎と高島勝宏を併せて「対象株主」といいます。)は、それぞれ、その保有する当社の株式(以下、「担保対象株式」といいます。)について、上記5年の分割弁済対象債権を被担保債権として、分割弁済対象債権を有する各対象債権者につき同順位の質権を設定いたします。対象株主は上記の質権設定を受けた全対象債権者の同意を得て、原則として本事業再生計画成立後3年以内に、株式市場の状況を勘案しつつ担保対象株式を適宜の時期に順次売却し、その売却代金から諸費用を控除した残額について分割弁済対象債権の弁済に充当いたします。当該弁済の充当にあたっては、各分割弁済対象債権に係る弁済額は、各対象債権者の有する分割弁済対象債権のシェアに応じて按分する方式により決定することとし、各対象債権者の分割弁済対象債権に対する弁済は、弁済期の遅いものから充当するものとします。なお、対象株主は、当社に対する求償権を放棄いたします。

4. 事業再生計画期間

平成 24 年 1 月 31 日(本事業再生計画の成立日)～平成 29 年 7 月 31 日(計画期間の終了)

5. 事業再生計画における経営数値

事業再生計画における経営数値は以下のとおりであります。

(※当事業再生計画経営数値は、事業再生ADR手続基準に定める資産評価に関する基準に基づくものであり、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意下さい。)

(1) 損益計算書(単位：百万円、単体)

	平成 23 年 7 月期 (実績)	平成 24 年 7 月期 (予想)	平成 25 年 7 月期 (計画)	平成 26 年 7 月期 (計画)	平成 27 年 7 月期 (計画)
売上高	10,575	1,466	3,812	4,943	4,328
売上総利益	△1,333	456	593	672	538
営業利益	△1,801	111	254	339	210
経常利益	△2,057	△39	173	279	156
当期純利益	△2,757	1,505	170	276	154

	平成 28 年 7 月期 (計画)	平成 29 年 7 月期 (計画)
売上高	4,110	5,910
売上総利益	668	880
営業利益	338	544
経常利益	252	445
当期純利益	250	442

(2) 貸借対照表(単位：百万円、単体)

	平成 23 年 7 月期 (実績)	平成 24 年 7 月期 (予想)	平成 25 年 7 月期 (計画)	平成 26 年 7 月期 (計画)	平成 27 年 7 月期 (計画)
総資産	5,251	4,479	3,580	2,848	3,258
(たな卸資産)	3,640	3,340	2,712	1,866	2,358
負債	6,843	3,879	2,810	1,802	2,057
純資産	△1,591	600	770	1,047	1,200

	平成 28 年 7 月期 (計画)	平成 29 年 7 月期 (計画)
総資産	3,945	4,353
(たな卸資産)	3,099	3,099
負債	2,495	2,461
純資産	1,450	1,893

6. 上場廃止基準への該当等に関する事項

債権者による債務免除の額 (※)	21 億 92 百万円
最近事業年度の末日(平成 23 年 7 月期末)の債務総額	63 億 70 百万円
最近事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合	34.41%

※大口商取引債権者 1 社は、偶発債務の債務免除となるため債権者による債務免除の総額には含めておりません。

上記のとおり、本事業再生計画における債務免除額が最近事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、株式会社大阪証券取引所の定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第50条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行いました。

当該審査において、本事業再生計画が、「本所が適当と認める再建計画」であると認定され、且つ、上場時価総額に関して1ヶ月間(平成24年2月1日～平成24年2月29日)の平均上場時価総額及び当該1ヶ月間の最終日(平成24年2月29日)の上場時価総額のいずれもが5億円以上となった場合に上場維持されることになります。

また、本事業再生計画を株式会社大阪証券取引所が「本所が適当と認める再建計画」でないと判断した場合及び上場時価総額に関して1ヶ月間(平成24年2月1日～平成24年2月29日)の平均上場時価総額又は当該1ヶ月間の最終日(平成24年2月29日)の上場時価総額が5億円以上とならない場合は、当社株式は上場廃止となりますのでお知らせいたします。

7. 今後の見通し

本日付にて別途開示しております「特別利益の計上及び業績予想に関するお知らせ」をご参照ください。

株主の皆様、お取引先金融機関をはじめ関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後におきましては、本事業再生計画を確実に遂行し、皆様のご支援・ご期待にお応えすべく、役職員一丸となり、不退転の決意を持って抜本的な事業再生に取り組んでまいり所存でございます。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上